

ふくし TIME'S

<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/>

福祉タイムズ



ともしび運動

ともに生きる福祉社会づくりをめざして

8

2006 No.657



(写真：向島さんと息子さん)

「怖いけど温かいおやじさん」

鶴沼海岸で海の家「SHIRA SUNA」を営む向島恭憲さんは、施設の子どもたちを招待して15年になる。今では他の海の家も協力し、県下の施設に広がっている。「小学校から中学卒業まで施設でお世話になり、その恩返しのつもりで始めた」と言う。「夏が終わり、子どもたちから届く手紙や絵を見て癒されます。自分が出来る間はやろうと思う」。向島さんは、卒園後の子どもたちの親代わりとして関わることも多い。

アルバイトの若者にも心を注ぐ。同じ目線に立ち基本的なことを伝え続けてきた。挨拶からはじまり、責任を持たせ、褒める時も怒る時も真剣だ。子どもたちが来ると一緒に遊ばせもする。その中で何かを得て欲しいと思うからだ。

「自分の子どもが大勢いるみたいで、反対にありがたいこと」と話す。

(写真・文 菊地信夫)

CONTENTS

特集

介護サービスの選択に役立つ情報を…………… 2

障害者自立支援法の見直しを求める

シンポジウムを開催…………… 4

韓国社協が本会を訪問…………… 6

平成18年度「福祉用具の日記念イベント」

inかながわを開催いたします…………… 8

連載

ともしび運動の30年(3)…………… 14

かながわHOT情報…………… 16

介護サービスの選択に役立つ情報を ―介護サービス情報の公表制度始まる―

平成十二年に「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を基本理念とする介護保険制度がスタートしました。それから五年が経過し、平成十七年六月には介護保険法が改正され、一定の基準を満たす介護保険事業所には、厚生労働省令で定める介護サービス内容や運営状況等の情報の公表を義務化した「介護サービス情報の公表」制度が定められ、今年度から全国一斉にスタートしました。今回は、新たに設けられた「介護サービス情報の公表」について紹介いたします。

介護サービス情報の公表の

背景と趣旨

平成十七年の厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査結果速報」によると（調査対象のうち回答のあったものに限る）、現在全国には居宅サービス事業所が約十万六千、介護保険施設は約一万二千が存在し、また、それら事業所・施設の利用者、在所者数は約七百四十七万人（五年前の約一・六倍）となり、この要介護者の受け皿となる介護サービス事業所には、介護保険制度開始後、社会福祉法人をはじめ、民間企業、NPO等、多様な運営主体が数多く参入している実態があります。

平成十五年五月、社会保障審議会介護保険部会において、「介護保険制度の見直しに関する意見」が報告

され、そこでは利用者によるサービス選択を実効のあるものとする観点から、全ての介護サービス事業所を対象に、事業所の行っている事柄を第三者が客観的に調査・確認し、その結果の全てを定期的に開示する「しくみ」の導入が提案されました。つまり、利用者が介護サービス情報を入手できる必要性から、介護サービス事業者が自らの責任で情報を公表することが義務付けられたこととなります。

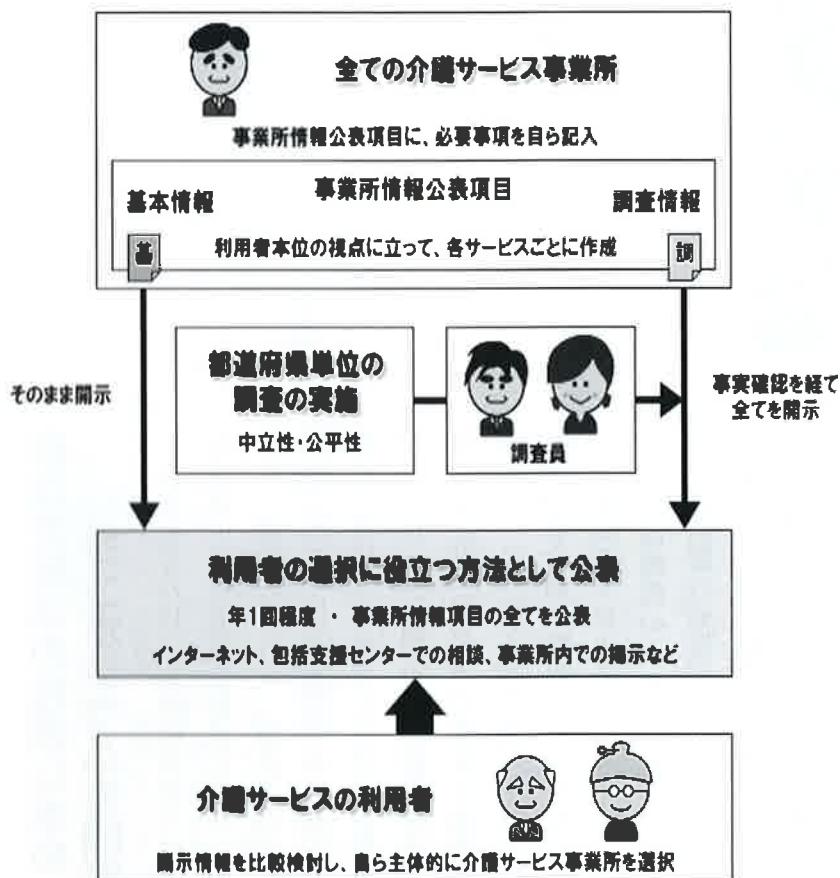
こうしたことを踏まえ、平成十七年六月に介護保険法の一部改正により「介護サービス情報の公表」が制度化され、①事業所が自らの責任において情報を公表する、②利用者はその情報を活用しながら事業所を比較検討し、適切に選択することが可能となります。利用者は判断材料を

得られ、事業所においては、①サービス改善への取り組みを促進する、②参入する運営主体同士の競争などにより、介護サービス全体の質の向上が図られる、等が制度化のメリットと考えられています。

公表される情報の内容

この制度では、大きく二種類の情報が公表されることになっています。一つは事業所自らの責任として公表することとなる「基本情報」（介護サービス事業所自らが、職員の体制、サービス提供時間、料金体系等を記入）、もう一つは事前に報告した情報を県指定の調査機関の調査員が訪問し、調査確認をして公表される「調査情報」（サービス提供内容の記録管理の有無、安全管理への取組状況）の二種類です。

(図：情報公表制度のしくみ)



特集

これら二つの情報は、利用者の選択に役立つ方法として、県が指定した「指定情報公表センター」のホームページで公表されることになります。

URL＝([http://center.kaigo-](http://center.kaigo-kouhyou-kanagawa.jp/)

[kouhyou-kanagawa.jp/](http://center.kaigo-kouhyou-kanagawa.jp/))

また、初年度である今年度に対象となるサービスは九サービス(①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④通所介護、⑤特定施設入居者生活介護、⑥福祉用具貸与、⑦居宅介護支援、⑧介護老人福祉施設、⑨介護老人保健施設)で、公表の対象事業は次年度以降さらに追加される予定です。

なお、事業所での調査を行う指定調査機関には、社団法人や株式・有限会社、NPO法人等の現在十法人が指定されています。

活用される情報に向けて

介護保険を利用する方々は、主に要介護を伴う高齢者であるため、利用するサービスに関する情報の入手や、サービス事業者の選択など、事業者と対等な関係を築くことが困難な状況にありました。

この制度により、介護保険サービスの利用者はもちろんのこと、ひいては国民すべての適切な選択を促すこととなり、それは事業所自らがサービスの取組を振り返り、法令遵守(コンプライアンス)に基づく取組や、説明責任(アカウンタビリティ)、そして経営努力などを改善していくきっかけになると思われる

ます。

県より指定調査機関として位置づけられている(有)コンズ二十一研究所の柳原眞理子代表は、「この制度により、事業所が提供するサービス内容や運営上の情報が公表されることで、細かい取組が把握でき、かつ毎年の更新によって常に新しい情報が見られることになります。それは利用者にとっても事業所選択を促すことにつながるので、情報をきちんと伝えていくために、調査員に対する調査技術研修をしっかりと行っています」と述べ、さらに「期日までに正確に事業所の書類確認等を行い、それを積み重ねることが調査機関としての役割であり、介護保険事業の維持と発展のために責任を果たしていきます」と語られました。

なお、本県では約七十事業所が調査対象となりますが、公表対象が介護報酬年額が百万円を超える事業所に義務付けられていることから、指定情報公表センターにおける情報の公表は約五千件が対象となります。そして、来年四月までにはすべての事業所情報が公表される予定です。

(企画調整・情報提供担当)



会場からも家族や地域作業所関係者等の積極的な発言や質疑がありました

自立支援法の見直し求め シンポジウムを開催

去る七月八日、知的障害者の関係七団体の実行委員会形式により、四月に一部施行された「障害者自立支援法」(以下、自立支援法)の見直しを求め、「地域での暮らしやすさを実現するために」と題した緊急シンポジウムが、知的障害者の家族や施設関係者等、約三百人の参加により、県社会福祉会館で開催されました。

基調講演では東洋大学ライフデザイン学部教授の小澤温氏が、「予想以上に問題の実態が現れ、今の時点で課題を整理する必要がある」とし、「自立支援法の最も大きな問題」として、①障害程度区分自体の問題、②障害程度区分とサービスの必要性の混同、③サービスの支給決定後、定率(応益)負担の導入による利用の抑制、④障害程度区分が上がっても費用負担の上昇によってサービスの利用が抑制される、という四点を指摘されました。

さらに、サービスは利用者の個性とその家族や関係者等を全体的に見据え、就労や社会参加、生きがい

などを包括的に捉えなければならず、そのために地域でどのような相談支援体制をつくるかが、この制度の要であると述べられました。さらにサービスを提供する事業者にも影響が大きく、利用者の費用負担増によるサービス利用の低下、そして利用収入の減による職員削減の可能性といった、施設サービスの質の低下への懸念が述べられました。

シンポジウムでは、知的障害当事者や親の会、施設代表者、県障害福祉課などの立場から自立支援法についての意見や現在の生活状況などについて述べ、一割という費用負担の面から通所施設の利用目を減らしていることや、地域で自立して暮らしていくことに上手く適応できるのが不安である、という声もありました。

また施設運営の側からも、法の一部施行により利用者の負担が増していることから、実際にサービスの利用が控えられているという調査結果があり、利用者及び施設側双方にとって、法と現状とのズレがある実態が浮き彫りになりました。

(企画調整・情報提供担当)

災害時の要援護者支援体制を 確立し、顔の見える安心な街に

地震や風水害などの災害から生命や財産、そして街を守るには、多くの人々の協力が必要となってきます。

特に災害発生時に何らかの見守りや支援を必要とする「災害時要援護者」には、日頃から目を配り、いざというときには、地域で協力して生命や生活を守ることが重要になります。

茅ヶ崎市ではこの七月より、地域に暮らす一人ひとりが、互いに力をあわせ助け合える地域協力体制をめざし、災害発生時における高齢者や障害者等に対する「災害時要援護者支援制度」を導入しました。

この制度は、災害が発生した場合に自力での移動や情報の受信が困難で、避難するために何らかの手助けが必要になる方を対象(表1)に、その中で支援を希望する方の同意により得られた個人情報登録台帳として作成し、その台帳を地域の自治会や自主防災組織、民生委員児童委員に提供することで、支援が必要な際に役立てるものです。

(表1) 対象6区分

区分	対 象 項 目
1	在宅重度障害者 (肢体不自由1～2級、視覚1～2級、聴覚2級)
2	知的障害者(A1・A2)
3	ひとり暮らし高齢者
4	在宅で要介護3～5の高齢者
5	認知症高齢者
6	その他支援が必要と思われる人

今年三月に政府が作成した「避難支援ガイドライン」では、行政機関保有の高齢者や障害者の個人情報保護は、「個人情報保護法」で定めた目的外利用の「本人以外の者に提供することが、明らかに本人の利益となるとき」にあたるとして、本人の同意なしでも自治体の判断で提供できる、と示していますが、市では日常の活動からは個人情報を得ることが難しく、また対象者の利益は、最終的には対象者自身に判断してもらうこととした、としています。

市内には、在宅重度障害者や知的障害者、ひとり暮らし高齢者など約一万人程度が居住しており、いざというときの速やかな救出救護ができるよう、地域レベルで独居高齢者の所在や障害者の状態などを把握しておく必要性があります。

市では今年度に入り、災害時要援護者の登録台帳の提供先となる自治会や地域の民生委員児童委員に向け、制度への理解と協力、地域間の協力体制の重要性等を唱えた説明会の場を設け、顔の見える安心な街づくりを目指しています。

(企画調整・情報提供担当)

違法駐車対策と自動車利用の 通院介護サービスへの影響

改正道路交通法による新たな駐車取締まり体制は、通院介護にも影響を及ぼしています。

慢性疾患患者等の増加により、通院支援のニーズが増加かつ多様化しているなか、受療受診・退院時の生活支援等の業務を担う医療ソーシャルワーカーや社会福祉士を中心とした「医療アクセス権プロジェクト」(逢澤詳子代表)が主催する「通院介護を考えるワークショップ」が、七月二十三日に開催されました。

通院には自動車による移動介護サービスの利用者が多くみられ、この六月から施行されている「改正道路交通法」では、ごく短時間の駐車でも「放置」とみなされれば駐車違反の対象となることから、今回、サービスの利用者や通院介護支援を行うサービス事業者やボランティア等、双方の立場で意見が交わされました。

まず、要介護透析患者の通院介護サービスの調査実態について、県内の関係機関から得た回答(三百五十四件)のうち、移動介護サービス提

供者の八割以上が透析患者の通院介護を週三日実施しており、かつ、ケアマネジャーの七割以上が本人の希望などにより院内介護をケアプランに組み込んでいると報告。

そのような状況にある中、特定非営利活動法人神奈川県腎友会や、(社)全国腎臓病協議会からは、「透析クリニックは取締まり指定エリアに多く、法律違反と命との板ばさみにあっている」「ある県の警察では、ただ今、患者移送のボランティア活動中」と車体に提示し、不法な放置車両ではないことを周囲に意思表示しては、といった助言があった」等の事例が紹介されました。

また、通院支援ボランティアやサービス事業所側からも「自家用車で駐車禁止除外指定の許可が下りず、ボランティアが減ってきている」「病院近くの有料駐車場に止めるしかなく、その分の費用負担を利用者にしてもらっている」といった声も出され、特に移送ボランティアによる取り組みが衰退することへの懸念の声も聞かれました。

(企画調整・情報提供担当)

これからの法人経営の改善点の
ポイントを講演する財前氏



セルフヘルプグループの説明や、自
助具コーナーなどを見て回りました

県社協 の ひろば

韓国社協が本会を訪問

去る七月十四日、韓国からの視察
研修団が本会を訪れました。この企
画は、韓国の社会福祉協議会（以下、
韓国社協）関係者から、「日本の福祉
について学びたい」という申し出があ
り、全社協を通じて実現したものです。
今回来日されたのは、韓国社協職
員のほか、韓国国内の県域・市町村
域社協の事務局長や部課長など十九
名。

視察では、本会が実施している福
祉関係者を対象とした研修プログラ
ムの紹介やボランティア活動のほ
か、障害者、シニアの社会参支援など、
広く県民に向けて行っている研修な
どの事業について紹介をしました。

意見交換の場面では、社協の事業
内容や全社協と都道府県社協、市町
村社協が、どのような場面で具体的
な連携・協働を図っているのか、ま
た、住民や福祉関係者に親しまれる
プログラムを作成するために求めら
れる視点などを教えて欲しい等の熱
心な質問がありました。

韓国は日本と違い、未だ国内の市
町村全てに社協が設置されているわ

けではなく、全体の半数ほどであ
り、また法人化されているところ
も、そのうちの約半数ということだ
す。そして、二〇〇八年から介護保
険制度導入を控えているとのこと
で、「住民、福祉関係者にとつていか
に社協を必要な存在としていくか。
福祉に関心をもっていたら、充実
したサービスを広めていくかが今後
の課題」と話されていた様子からも、
社協を中心とした地域組織化活動
（コミュニティオーガニゼーショ
ン）の促進に、高い関心をもってい
る様子がうかがえました。

（福祉人材研修部・県民活動推進部）

環境の変化に対応できる 法人経営を

昨今の様々な社会改革は、社会福
祉法人（以下、法人）を取り巻く環
境を大きく変化させています。規制
改革、社会保障改革、三位一体改革
などをふまえ、地域社会にわかる独
自性を発揮することが求められてい
ます。

本会経営者部会では、七月十日
「効率的で健全な法人経営に向けた
経営改善」と題し、全国社会福祉経

営者協議会副会長の財前民男氏を講
師に、研修会を開催いたしました。

特にこれからの法人経営と経営改
善について、「公益性の高い法人と
して求められる法令遵守や説明責任
への対応」「経営戦略の観点を持った
スタッフを配置することで、法人の
目標に基づいた事業管理、経営管理
が可能となること」など、経営目標
の設定と経営力向上の必要性、さら
には専門家の助言なども活用しなが
ら、財務戦略を立てていく必要性な
どを唱えられました。

また、法人が独自性を発揮するに
は、長年にわたる地域に根ざした取
組と、その中から生まれる人間関係
の構築をすすめ、例えば他の法人や
関係機関と提携した事業展開や、地
域ニーズに即応した多機能化などが
考えられるのではないかと話され
たほか、法人自身の問題を自らの手
で考えていくことが重要であるとい
うことから、全国社会福祉経営者協
議会で用意されている経営改善に向
けた支援事業「経営改善プログラム」
の積極的な活用をすすめてほしいと
話されました。

（企画調整・情報提供担当）



私のあすの1冊

週刊
「日本庭園をゆく」

社会福祉法人
伸生会デイサービス
センター
ケアマネジャー
今井 学

安らぎを求め
て、休日にはよく
子どもと近くの公
園内にある日本庭

園に行きます。

独身時代にはお金も時間も自由に
使い、日本中、北から南までどこへ
でも出かけ、庭園の鑑賞を楽しんで
いました。「中央政権に相對し奥州
に独立国家を夢見た兵どもの“毛越
寺庭園”」「織田信長によって灰塵に
歸し、四百年地中に埋もれていた
“一垂谷朝倉氏庭園”」等々。

私たち現代人
が、気付かないう
ちに失ってしまった大きな夢や理想
に誘われ造られた
庭園を紹介する全
三十冊。福祉の現
場でご利用者との
会話や交流のきっ
かけづくりに一緒
にページを開いて
みてはいかがで
しょうか。



毎週火曜日発行
小学館
定価560円(税込)

「福祉情報資料室」をご利用ください！

閲覧室のほか、文献検索、利用相談等
のサービスを行っています。

◆利用時間：月～金(第3金曜、祝日、年
末年始等を除く)の9時～17時

◆問合せ：☎045-311-8865
FAX 045-313-9341

◆インターネットでの資料検索
[http://www.progress.co.jp/members/
jinsyakyo/tosyo/](http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/tosyo/)

～「新着情報コーナー」ができました。ぜひご利用ください！～

図

書

読んでみよう！

★スウェーデンの知
的障害者福祉の実践(田中幹康、久
美(株))社会福祉の発展した国の一つ
であるスウェーデン。この国の障害
福祉施策や知的障害者の暮らしを支
える理念やサービス紹介しています

★キャリアを紡ぐソーシャルワーカー
20代・30代の生活史と職業像(保正友
子・鈴木眞理子・竹沢昌子、筒井書房)
★2006年介護報酬改定ポイント解説
と経営シミュレーション(中林梓、(株)日
本医療企画)

資 料

価値あり！

★ぼくらが見た介護福祉
の世界(介護福祉業界学生本制作委
員会、(社)雇用問題研究会)介護福祉
業界への就職活動を行った学生達が
参考とした情報や、介護福祉企業等
からの声など、この世界への就職を
目指す方へのメッセージを紹介

★第6版社会福祉法人会計基準関係資料
集(全国社会福祉協議会)

★改訂新版・よくわかる社会福祉施設
教員免許志願者のためのガイドブック
(全国社会福祉協議会)

★介護予防サービスに係る参加・継続推
進事業に関する調査研究報告書(京都府
保健福祉部高齢・保険統括室介護保険推
進室)

★認知症を生きる人と支える人々200
5年度世界アルツハイマーデー記念(社
呆け老人をかかえる家族の会)

★2005年度空飛ぶ車椅子(福三恵会)

★野宿生活の闇と希望(ホームレス生活
を経験した人たちの手記集)(福大阪府
社協)

★高齢者虐待防止マニュアル

★かながわ高齢者保健福祉計画(いずれ
も県保健福祉部高齢福祉課)

★平成17年度茅ヶ崎市療育相談事業報告
書(茅ヶ崎市障害福祉課)



参加と協働のページ

このコーナーでは、県民の皆さまの福祉活動等に参考になるための情報を紹介します。

平成18年度「福祉用具の日記念イベント」inかながわを開催いたします

毎年、10月1日の福祉用具の日にちなみ、本会では10月6日(金)に「福祉用具の日記念イベントinかながわ」を開催いたします。

「福祉用具の日」とは、平成5年10月1日に「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」が施行されたことから、9月ならびに10月を「福祉用具推進月間」として、高齢者や障害者の方の生活負担を軽くするための福祉用具の普及啓発および開発を促進しようという提唱がされ、全国各地において様々な取り組みがなされています。

本県では、介護支援専門員のみならず福祉の仕事に従事する方、保健福祉関係者や福祉用具に関心のある方など、対象を広げたイベントを右記のとおり開催します。

内容は、「介護保険法改正による福祉用具活用の現状と問題点」と題した対談形式による講演会を行い、講師には、服部万里子氏（城西国際大学教授）と阿部充宏氏（NPO法人神奈川県介護支援専門員協会副理事長）による対談を、東畠弘子氏（月刊ケアマネジメント編集顧問）がコーディネートします。

今年からの介護保険法の改正で論点となっているレンタル用具の「貸しはがし」（例：用具貸し出し中にもかかわらず、利用者の意思にかかわらず回収してしまうこと）の問題や、介護支援専門員の役割や専門性、福祉用具導入のアセスメントなど、実際の現場でおきている問題について、参加者と意見交換ができるような内容を考えています。

また会場内では、最新の福祉用具の展示や説明、体験コーナーやお楽しみ抽選会もありますので、ぜひこの機会に福祉用具についての関心を高めていただき、介護支援専門員に期待する役割や介護保険制度の問題点について話し合えればと思います。

参加は無料ですので、ぜひご参加ください。

なお、申し込み等、詳細については次のとおりです。

日時：10月6日(金)午後2時～午後5時40分

場所：かながわ県民センター 2階ホール

（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）

内容：講演会、福祉用具の展示・体験、抽選会

*9月20日(水)までに、イベント名「福祉用具の日」と明記し、お名前、ご連絡先をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

問合せ・申込先：神奈川県社会福祉協議会
福祉用具等利用支援担当

☎：045-312-1121（内線3300）

FAX：045-313-4590



また、かながわ県民センターの13階には「福祉用具展示場」と「かながわ自助具工房」があります。200数点の福祉用具や自助具の常設展示をしており、福祉用具等を利用した快適な生活へのアドバイスをしています。またホームページでも福祉用具情報や研修会のご案内など随時更新していますので、併せてご利用ください。
（福祉用具利用支援担当）

いきいきはつらつ!

シニアの「元気」を

応援します!

高齢者グループ向けインターネット
・パソコン初心者講習会の開催

今まで手書きで作っていたチラシなどをきれいに作って、もっと活動をPRしてメンバーを増やしたい…。メールを使ってメンバー同士の交流をもっと深めたい…。

「パソコンを活用してグループ活動を活発にしたい」という高齢者グループのメンバーを対象に、パソコン講習会を開催します。同世代の講師とアシスタントがゆっくり丁寧に教えてくれます。

【日時】 9月15日、22日、29日（いずれも金曜日） 9時30分～15時30分

【会場】 かながわ県民センター14階

障害者ITサロン

【定員】 10名（先着順）

【参加費】 無料

【条件】 ①1グループにつき1名、②パソコン操作初心者で、3日間全てに参加できる方

【内容】 ①ウィンドウズの基本、②ちらしづくり、③インターネットの閲覧、電子メールの送受信

【協力】 NPO法人パラボラジャパン

【申込】 電話でかながわシニア社会参加

推進センターまで。

☎ 045-312-1112 (内線3206・3208)

「あなたの『元気』サポート展
「いきいき」の開催」

高齢期を誰もがいつまでも「いきいきはつらつ」と過すことができるよう、シニアの健康生きがいづくりを応援する機関・団体が協働して、「『元気』で暮らし『元気』を感じ『元気』を活かす」をテーマに、シニアの活力のアピールと、健康生きがいづくりに関する情報発信するイベントを開催します。

【日時】 9月18日（月・祝） 10時～16時

【会場】 横浜新都心プラザ（横浜そごう地下2階正面入口前）

【内容】 元気シニアの活動紹介・体験、健康・体力チェック、3033運動紹介、健康相談、パソコン体験、安全・安心対策の紹介、ともしび運動30周年記念展示等

【参加費】 無料（入場自由）

【参加団体】 神奈川県、神奈川県教育委員会、かながわ健康財団、神奈川県老人クラブ連合会、等

（シニア社会参加支援担当）



33rd 老人と障害者の自立のための

国際福祉機器展 H.C.R. 2006

Int. Home Care & Rehabilitation Exhibition 2006



会期 2006年9月27日(水)～29日(金)

開場時間 午前10時～午後5時

会場 東京ビッグサイト 東展示ホール
(東京都江東区有明3-21-1)

入場料 無料

WEBサイト <http://www.hcr.or.jp>

世界の保健福祉情報を総合発信!

世界17か国・地域から627社、約25,000点を出版

特別企画
予定

特別展示

障害児たちのための「子ども広場」

国際シンポジウム

27日「障害者の自立を支える制度の仕組み(欧州の現状)」

28日「米国の高齢者虐待防止法の歴史と現状」

29日「スマトラ沖地震とアジアの子ども」

特別セミナー

「福祉機器選び方・使い方」

社会福祉従事者のための「福祉専門職講座」

その他、特別企画多数あり。詳細はWebサイトで確認を!

H.C.R. 2006主催事務局
保健福祉広報協会

〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2 新露が関ビル
Tel. 03-3580-3052 / Fax. 03-5512-9798

でかけてみませんか



今回の特集は、少し気が早いですが「食欲の秋」をテーマに、新横浜にある「新横浜ラーメン博物館」、そして関内にある「横浜カレーミュージアム」の2カ所を取材しました！秋を待たずとも、この夏にぜひ出かけてみませんか？



NPO法人 神奈川県障害者自立生活支援センター

通称KILC(キルク)。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング(障害者による相談事業)や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、以下の3ヶ所の事務所を拠点に活動中。

〈厚木事務所〉 厚木市愛甲953-2
☎: 046-247-7503 FAX: 046-247-7508
〈平塚事務所〉 平塚市桃浜町2-36
☎: 0463-35-2710 FAX: 0463-35-2786
〈足柄事務所〉 南足柄市関本609-1
☎: 0465-71-0501 FAX: 045-71-0502
E-mail: kilc@mc.newweb.ne.jp (上記3事務所共通)

■新横浜ラーメン博物館

新横浜ラーメン博物館は、一階、地下一階、地下二階のすべてがミュージアムになっていて、ラーメンの麵作りの実演、ラーメンのうんちく等、ラーメンを「見て」「知って」「体感」できる施設です。また、館内は昭和三十三年の街並みを再現しており、快い懐かしさの中で、全国各地からよりぬきの名店の味を堪能することができます。

昔の街並みを忠実に再現しているために館内は薄暗くなっており、歩いていると突然階段が現れたりするので注意が必要です。また通路が狭く、整列用のロープ等も張られているので、特に混雑時の車椅子での移動はかなり困難かもしれません。比較的空いている平日の夕方の時間帯を狙って、あらかじめ行きたいお店を調べていくのが良いでしょう。

立体駐車場や館内にはエレベーターが完備されていますが、特に駐車場のエレベーターは狭く、駐車場からの出口には段差があるので、電動車椅子の場合は、駐車場に入る前に車を降りるか、電車を利用した方が良さそうです。

車椅子用のトイレは混雑時でもゆったりと利用できるよう、一旦外に出て道路を挟んだ向い側に設置されていますが、屋根のない所を移動することになるので雨の日は避けたほうが良いでしょう。

昭和三十三年へのタイムスリップが楽しめるこの施設は、バリアフリーの進んだ現代から逆戻りしてしま

うわけですから、近年できた施設のように車椅子でスムーズに動けることはできませんが、配慮はされていますし、スタッフも親切に対応してくれるので、安心して出かけて行ってみましょう。

インフォメーション

横浜市港北区新横浜2-14-21

☎: 045 (471) 0503

〔営業時間〕平日11:00~23:00

土日・祝10:30~23:00

※ グッズショップは22:30まで

※ 入場は22:00まで(L.O. 22:05)

〔休館日〕12月30日~1月2日

〔交通アクセス〕

JR新横浜駅徒歩5分

横浜市営地下鉄新横浜駅徒歩1分

〔入場料〕大 人300円

小学生100円

※ 障害者手帳をお持ちの方と同数の付き添いの方は無料

〔駐車場〕30分毎に250円。ただし館内利用で30分無料。※車椅子用スペースを利用する場合はスタッフに声を掛けてください。



何杯も食べ歩きしたい人にお勧めのミニラーメン (右)



館内は暗めだが昭和のレトロな雰囲気がいっぱい！

■横濱カレーミュージアム

横濱カレーミュージアムは、全国の十二の名店が集結した世界で唯一のカレーテーマパークです。すべてのカレーのお店にお試しサイズがあり、女性でも食べ歩きが楽しめます。また入館時に貰えるパンフレットには、各店舗の辛さの表示やお子様メニューの有無も掲載されているので、辛いのが苦手な方やお子様連れの家族でも、安心して楽しむことができます。さらにこのミュージアムの中には、カレー以外の物もあるんです！「横濱スイーツカフェ」には全国を代表するスイーツが集まっており、デザートや口直しには最適です。

お土産コーナーも充実していて、一千種以上のカレーに関するあらゆる商品が展示・販売されており、懐かしいカレーCMや、個性あふれるカレーパッケージの数々から、カレーの歴史を垣間見ることがができます。

館内の通路や店内は比較的広く作られていますが、残念ながら通路に段差がある箇所や階段のあるお店中にもあるので、困難な場合は七階のフードコートを利用すると良いでしょう。館内の移動は基本的に階段となるので、エレベーターを利用す



カレー商品の展示や商品がたくさん。通路が広いのでとても見やすいです

インフォメーション

横浜市中区伊勢佐木町1-2-3

☎: 045 (250) 0833

【営業時間】 11:00~22:00

(L.O. 21:40) ※年中無休

【交通アクセス】

・JR関内駅(北口) 徒歩約2分

・みなとみらい線馬車道駅徒歩約5分

・横浜市営地下鉄関内駅徒歩約3分

・京浜急行線日ノ出町駅徒歩約7分

【入場料】 無料

【駐車場】 近隣に契約駐車場あり



入口の様子。知る人ぞ知るが、複合ビルの7階・8階に位置してるため一見分かりにくいかもしれません

る場合には、その都度スタッフに声を掛けなくてはなりません。いつでも空いているエレベーターに乗ることができます。車椅子用トイレはカレーミュージアム内にはないので、同じビルの六階のゲームセンターにあるトイレまで行かなくてはなりません。少し遠いので不便ではありますが、スタッフが丁寧に案内をしてくれます。

ともしびショップの紹介

障害者の就労と社会参加をすすめる喫茶店あるいは売店として、県内各地の公共施設などに設置されているともしびショップ。このたび新たにショップがオープンしましたのでご紹介します。

○店名…ともしびショップサブアリーナ

○所在地…横須賀市不入斗1-2

(市総合体育館サブアリーナ内)

サブアリーナには室内プールがあるため、菓子・飲料水、地域作業所製品の他、水中ネガネなども販売しています。

夏休みの間は子どもたちの利用も多く大忙し。三名のメンバーさんがボランティアの皆さんとともに交替で働いています。

お近くにお越しの際は、お気軽にお立ち寄りください。

ともしびショップについての詳細は、ともしび運動推進担当まで。

☎ 045-312-1121
内線 3204



役員会の動き

- ◇理事会 7月12日(木) ①正会員の入会、②評議員の選任、③任期満了に伴う苦情解決事業第三者委員の選任、④18年度一般会計並びに特別会計補正予算(案)
- ◇新会員紹介

【施設部会】

横浜市保土ヶ谷区生活支援センター、ヒルズすえなが、川崎市恵楽園、スプリングガーデン瀬谷

外国につながる子どもたち

高校進学勉強会の開催

◇目的 外国につながる子どもたちへの支援の輪を広げ、情報のネットワーク作りに取り組むため、その子どもたちの「高校進学」の最新情報や受入状況についての勉強会を開催します。

◇内容 ①講演「県立高校の入学選抜制度について」(県教育庁高校教育課) ②事例報告「受け入れと現場の状況と課題」(県

立高校〈三箇所〉の教諭)

◇日時 9月10日(日) 13時30分～16時

◇会場 かながわ県民サポートセンター11階

◇対象者 外国につながる子どもへの支援に関わっている方、関心がある方など

◇参加費 500円(資料代)

◇申込み、問合せ先 グループ「みらい」

☎・FAX 045-893-9441

E-Mail = kazunaka@mdb.nifty.com

グループ完 第23回身障者の絵画展

「輝く生命の絵画展」の開催

絵を描く障害者が集い、毎年、社会参加の場として絵画を发表することをめざし活動している「グループ完」が、第23回目の絵画展を開催いたします。すばらしい力作を是非ご覧ください。

◇日時 9月20日(水)～27日(水) 10時から17時まで(19日(火)、26日

(火)は休館日、最終日は15時30分まで)

◇会場 海老名市民ギャラリー(海老名市中央2-9-50海老名プライムタワーアネックス1階)

◇連絡先 グループ完事務局(松田) ☎046-229-12805

デフ・パペットシアター・ひとみ 結成25周年記念横浜公演の開催

◇内容 聴覚障害者と健聴者が共同で作る人形劇専門のグループ「デフ・パペットシアター・ひとみ」は1981年に活動を開始し、全国各地で公演していますが、結成25周年記念作品として、「はこ／BOXES」をいちちゃんのオルゴール」を開催いたします。

◇日時 9月23日(祝) (14時と19時)、24日(日) (14時)、25日(月) (11時)

◇会場 横浜にぎわい座芸能ホール(JR桜木町駅徒歩5分、京急線日の出町駅徒歩7分)

PORTSIDE

Communication & Coordination Maker

株式会社ポートサイド印刷

〒236-0002 横浜市中区金沢町16-2
Tel.045-776-2671(代) Fax.045-776-2678
<http://www.portside.co.jp>

■営業品目■
企画・デザイン・文字情報処理・印刷・製本・ポスター・パンフレット・販促チラシ・DM・製品カタログ・会社案内・定期刊行物・自費出版・カレンダー・その他



神奈川県福祉研究会

(税務・会計の専門家グループ)

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)
同 桑江 郁男(☎045-402-4433)
同 辻村 洋造(☎045-311-5162)
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)
代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役会長 谷 口 榮
代表取締役社長 谷 口 嘉 弘

本社 〒221-0056 横浜市中区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX (045)441-1327

◇入場料Ⅱ(前売) 一般三千円、中学生以下二千円、(当日) 一般三千五百円、中学生以下二千五百円
◇申込み、問合せ先Ⅱ現代人形劇センター「デフ・パペットシアター・ひとみ」
☎ 044-777-2228

本会「施設団体名簿作成調査」

「ご協力をお願い」

本会では、三年に一度の割合で、県内の福祉施設並びに経営法人、その他福祉関係団体の情報を網羅した「神奈川県社会福祉施設・団体名簿」を発行しております。

この度、「2007年度版施設団体名簿」の作成に向け、県下福祉施設並びに経営法人等に向け、データ確認の調査依頼を行っております。

つきましては、調査票がお手元に届きましたら、期日までにご返信くださるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、2007年度版施設団体名簿については、CD-ROM版として作成する予定です。

「寄付文化の芽生えと根付き」
「寄付金をありがとうございます」

去る七月二十六日、すべての人が豊かで暮らしやすい安心・安全な社会を実現するための社会貢献活動に取り組んでいる(株)NTTドコモは、ドコモグループで設立したNPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンドの基金の中から、社会福祉のために活用して欲しいと、多額の寄付で来訪されました。

本会では、この寄付金を、今年度ともしび運動が三十周年を迎えることから、現在県下に四十二店舗ある「ともしびショップ」のエプロン作成に活用させていただきます。

なお、(株)NTTドコモ様からは、前身の会社と併せ、平成八年度から永年にわたってご寄付

いただいております。
ありがとうございました。



本会林会長に目録を手渡す(株)NTTドコモ
神奈川支店西岡廣明支店長(左)

寄付金品ありがとうございます

【一般寄付金】▽(株)NTTドコモ▽協隆志【ともしび基金】▽スリーエフ日ノ出町駅前店▽鎌倉保健福祉事務所保健福祉課▽総合病院衣笠病院▽U.F.J.ニコス(株)横浜支店▽米の湯▽佐藤正平▽関野光枝▽高橋輝雄▽内田輝光▽沖山英子▽太田雄造▽下地早紀

(計六三五、〇一四円)

【寄付物品】▽神奈川福祉事業協会▽神奈川県定年問題研究会▽横浜市立飯島中学校柿沼孝行

(敬称略)

介護予防・自立支援に大きな効果

パワーリハビリテーションを実践するなら、
全国1200施設以上の導入実績のコンパストレーニングマシン。



酒井医療株式会社

横浜営業所 Tel: 045-944-4478

www.sakaimed.co.jp

SAKAIMED
明日に誇り出すチカラ。酒井医療

ともじび運動をすすめる県民会議の発足

今までともじび運動の理念や行政を中心とした施策展開などについて触れてきました。

その結果、運動の具体的目標として福祉コミュニティの形成が設定され、そしてその目標を実現させていくための組織（ともじび運動をすすめる県民会議）の発足へと展開されてきました。

今月は特に取り組みのキーワードについて触れてみます。

ともじび運動をすすめる

県民会議の発足

ともじび運動の具体的目標である「福祉コミュニティの形成」を図っていくためには、「住民に対してノーマライゼーション（日常生活における共存化）の理解と福祉活動への参加を呼びかけ定着させる活動」「福祉関連施策のインテグレーション（総合化、有機化）」を求めた展開を目指す必要がありました。

その結果、具体的な枠組みとしては、①受ける福祉から県民が参加し、創りだす福祉への転換と促進、地域における自治と連帯の意識（福祉の心の醸成と自主的福祉活動（ボランティア活動）の促進、②福祉関連施策・サービスの統合化・体系化

ならびに活性化を図り、県民の生活に即応したシステムの確立を図る、

③目標の実現には、県民と行政が責任を分担し、かつ協働するといった、公私協働の原則、が掲げられました。

そして、県民福祉の増進をはかる県民運動の連携を目指し、いわゆる民生（福祉）行政の領域関係団体のみならず、県民生活全般にかかわる領域（保健衛生・労働・青少年・文化等）の関係団体を含めた準備会を結成し、本格的な連絡組織作りを進め、昭和五十三年十一月二十五日、「ともじび運動をすすめる県民会議」（以下、県民会議）の発会式が挙行されました。

この発会式には、準備会に名を連ねた四団体（福祉タイムズ七月号参照）をはじめ、県赤十字奉仕団、県PTA協議会、県地域婦人団体連絡協議会、県地方労働組合評議会（名称はすべて当時のもの）等、「ともじび運動」の広がりを反映し、各分野から幅広く四十七団体が発起団体として名を連ね、「ともに生きる社会づくり」に向けた活動の推進を展開することとなりました。

参加する福祉へ

県民会議の発会式において確認された目的として、「県内の民間団体が相互の連絡・調整を図りながら、県民運動としてのともじび運動の浸透・発展の寄与」が唱えられました。また県民会議の行う事業は、①ともじび運動の推進、②構成団体相互間の連絡調整、③ともじび運動推進のための関係団体が行う活動に対する協力・援助、④ともじび運動推進のための各種集会の開催、広報活動その他の必要な事業とし、組織単位の加入を前提とした全県的な民間団体、県内の関係団体を同会議の構成の単位とすることとなりました。

そのような目的から、県民会議が取り組む具体的な活動を広報宣伝・啓発の活動に軸をおき、①ともじびパンフレットの作成・配付、②ともじび運動強調月間の設定、③参加団体の刊行物にともじびマーク等を入れる等、一人でも多くの「参加する福祉」への醸成に努め、各地で自主的な福祉活動への参加の促進に取り組むことになりました。

県民会議が広報啓発活動を軸にお

自分の知的障害とは？

本人希望の会
会報誌編集長

小沼 一弥



最近いろんな人に「知的障害とは？」と聞かれることが多い。でも「知的障害」とは何でしょう。

僕は、本人活動をする前は、親にたくさん悪いことをした。仕事もうまくいかず、周りの人との会話もだめだった。

しかし、ある女性と付き合い、少し人に優しくなれた。でも結局は別れてしまい、仕事はなくなり、足を怪我して、医者からサッカーもできないと言われて、人生で最悪でした。

そんな時に会ったのが「本人活動」です。活動をする目的はサッカーチームを作ることでした。サッカーが好きで続けるためにジムにも通い、「筋トレ」もしています。僕の信念は絶対に曲げない、諦めないこと。

「知的障害」の意味はわからないが、僕の知的は物事を単純に考える。周りの人は「頭がいい」と思っているが、それはその人の理想を押し付けているに過ぎない。でも、僕は人の理想にはなれない。

これから一緒にサッカーをやっている人や、学校に通う人たちとどう向き合うか。それが今の活動を続けていく理由です。



くことについて、当時の資料ではこのように述べています。

「障害を持つ人々は、行政サービスの充実を強く訴えることや市民の協力の輪を広げる必要性のあることを強く感じながらも、じつは、自身自身の身近な家族や親族に自分の未来を託さざるを得ず、私達自身も福祉社会に住んでいるという実感や、確実に進んでいるという印象ももちえていない」「福祉社会の具体的な理念や展望を国や自治体が持つておらず、一般市民においても戦後の急激な経済成長の中で生活防衛にあぐら、生活意識や社会の中心に『福祉』をすすえることなく時代が進んできた

歴史的背景の反省と分析が必要であり、行政や住民に対して『福祉社会とはどういう社会なのか』『住民主体の福祉とは何か』という問いかけを行う必要がある」としています。

そして「参加する福祉」の促進に向けた広報や啓発活動に取り組むことで、県民一人ひとりの福祉の心の醸成のためにこのような活動を中心を展開することとなったのです。

多岐にわたる広報啓発活動

発足当初の県民会議が行った広報啓発活動は主に次のとおりです。

- ①啓蒙図書の発行「ともしび双書」
- ②「ともしびの窓」、②キャンペーン

活動「論文実践記録の募集」「ともしびまつりの企画」「盲人コンサート」

- ③研究集会の実施「総括討論会」「地区シンポジウム」、④リーフレットの作成と配布「ステッカー・シール」
- 「パネル・ポスター・時刻表」、⑤メディア「10分間スライドや映画の製作」「放送局や新聞社等への取材依頼」、⑥啓発活動「壁新聞の作成と配付」「写真コンテストの実施」等。

なお、これら啓発資料の一部は、かながわ福祉推進センター十二階「福祉総合情報提供コーナー」で見ることが出来ます。(福祉タイムズ七月号参照)

(企画調整・情報提供担当)



学校と学生が子育てを応援しています

和泉短期大学（相模原市）

若い世代の子育ての悩みの解消が、なかなか進みません。経験の乏しさに加えて、核家族化や、転勤などで新しい土地に知り合いがいない等、身近にアドバイスを受ける環境がない家庭は珍しくありません。

そのような中、子育て支援の取組の一つである「子育てサロン」活動が全国各地で行われています。

今回は、相模原市にある和泉短期大学（以下、和泉短大）で展開されている、地域に根ざした学校を目指すための子育て支援プログラムの取組について、担当の久富陽子助教授にお話を伺いました。

未来までつながるように

和泉短大は、全国の短期大学の中で、「児童福祉学科」を置いている全国ただ一つの単科短期大学で、このたび創立五十周年を迎えました。



学生たちのリードによる手遊び歌で楽しい時間を過ごしました

そこで、学校の特色を生かし、地域ラジオ局（FMさがみ83・9MHz）でのラジオ子育てQ&Aを五月から開始しています。

これは、番組を通して寄せられる子育て中の親の悩みや質問を専任教員が番組の中で答えるもので、地域の子育て家族の不安解消に努めています。

さらに七月からは、学校と学生

が中心となり学内リトリック室（小体育館）を開放した子育てサロン「はっぴい」に取り組んでいます。

久富先生は、「ラジオは、交流の場になかなか出て行けない方々の悩みを聴く場として大きな役割を果たしています。またサロンは学校の駐車場を開放し、父親や祖母などを含む多くの参加があり、あちこちで学生たちとの交流を目にすることができました」「サロンに参加した一年生の学生が、実習を終えた二年生の子どもたちにかかわる姿を見て学んだり、学生自身が母親たちの子育ての悩みを知り、乳幼児に触れることで、生命の尊さを知り、卒業後の仕事に活かしてもらえれば」と述べられるとともに、「今後も、より地域に貢献できる取組を目指しながら、サロンに遊びに来た子どもたちが成長し、今度はサロンを運営する側となることも期待しています」と結んでいただきました。

（企画調整・情報提供担当）

和泉短期大学

相模原市青葉2-1-1

TEL 042-754-1221

URL: <http://www.izumi-c.ac.jp/>

一社会福祉施設の設計監理一

株式会社 安江設計研究所
YASUE & ASSOCIATES'Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808

TEL 03(3449) 1771 / FAX 03(3449) 1772

URL: www.yasue-sekkei.co.jp

E-mail: yasue@yasue-sekkei.co.jp



A 保育園（横浜市）

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・アスベスト調査等お気軽にご相談ください